

8月は

「道路ふれあい月間」

# みんなで道路を安全・快適に

## 市道の維持管理にご協力を



8月は「道路ふれあい月間」です。わたしたちの生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするため、できることを考えてみましょう。

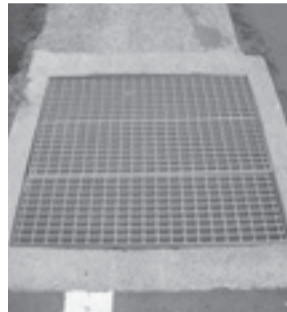
### 道路に穴や凹凸が…

路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を

道路の傷みや陥没などは、事故の原因になる場合があります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見と早期補修に努めています。



道路パトロールカー



グレーチング(網ふた)



道路の舗装の剥がれ

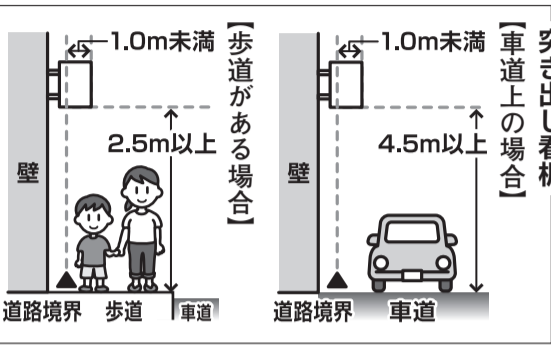
### 身近な道路を美しく

市道の清掃美化活動に取り組む団体(ロードサポーター)！

またロードサポーターは、参加団体名を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続により活動区間の市道に愛称を付ける権利を持つことができます。(まつやまマイロード)

### 道路に商品や看板を置かないで

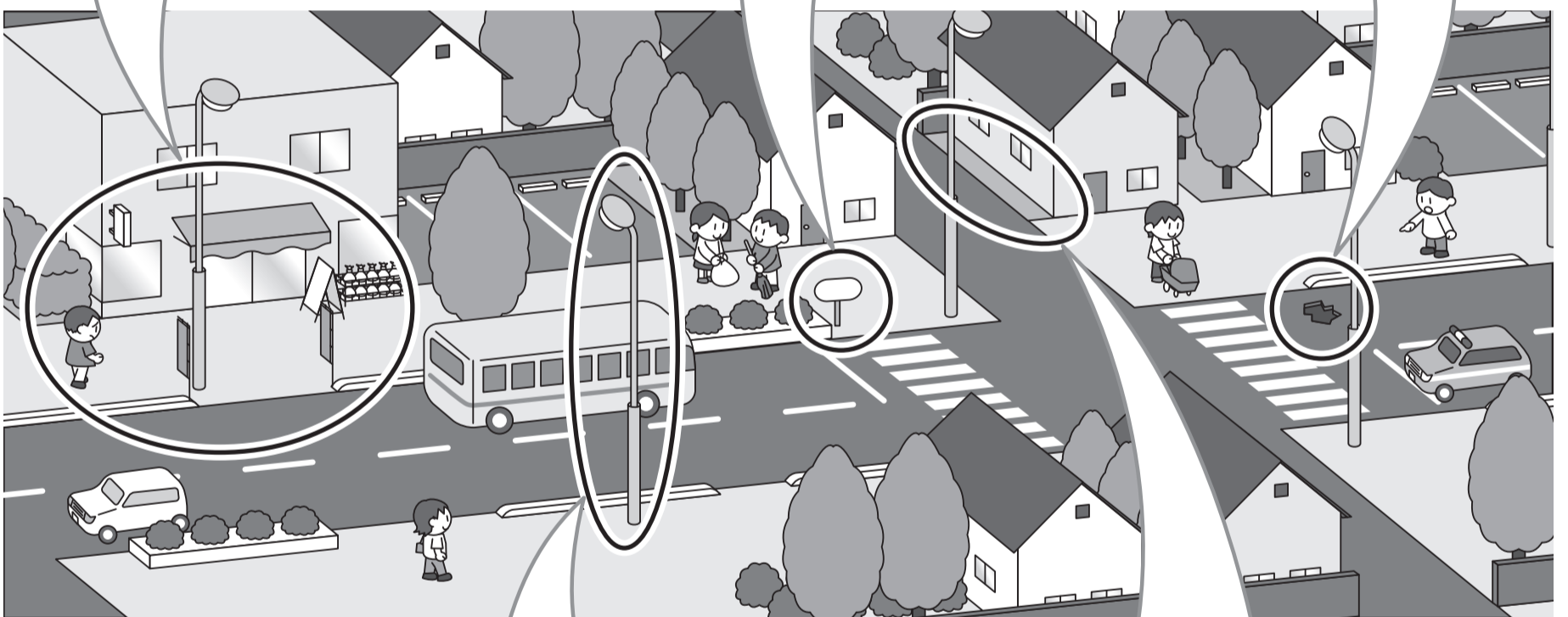
看板設置などは許可が必要



道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、突き出し看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。また電柱や道路照明灯、街路樹などへの看板設置も禁止されています。設置できる突き出し看板や日よけの条件は上図のとおりです。

### 生け垣の手入れ忘れずに

生け垣や植木が道路に張り出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。



### 未舗装道路は危険

後退用地の寄付にご協力を

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修



寄付をすると…



を行います。また寄付した場合、後退部分の固定資産税は非課税となります。安全で快適な道路環境作りのため、建築後退用地の市への寄付にご協力ください。

### 夜道を照らす道路照明灯

車や歩行者の安全を守るため、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたり、昼間でも点灯していたりする道路照明灯を発見したときは、道路管理課へご連絡ください。



専用の支柱に取り付ける道路照明灯



電柱などに取り付ける防犯灯

電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなど異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

### 市が管理する道路はどの？

道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるか、市ホームページでも調べ

ることができます。 ※検索方法は、トップページ「地図情報」→「よまちなび」市道路線情報地図で確認

お問い合わせは、道路管理課各担当へ▼市道の維持管理・道路ボランティア総務管理担当 ☎948 6471 ▼市道の舗装・維持補修など工事担当 ☎948 6478 ▼道路占用および占用物件など占用担当 ☎948 6473 ▼道路用地の寄付採納など路政境界担当 ☎948 6472 (ファクスは共通 ☎934 1805)